

マキノ東小学校(自然体験学習)





今津東小学校(地域の方としめ縄づくり)

小学校では、湖畔へカマ校生活に踏み出します。 学舎での思い出を胸に、の子どもたちは、今まで てきま-が通学方法などを慎重 学校と今津西小学校では、 歴史を歩み マキノ北小)今津東小 ر 子ども. 自然とふるさとのすばら 保護者と学校・ 統合のため 小学校、 者と学校・教育委員会たちが合同学習を行っ 湖畔へカヌ マキノ北小学校が 今まで過ごした枚、今津西小学校 Ō 今津西小学校 9準備を進め マキ マキノ 以前か 新たな -で漕ぎ しい 学

ます。

ぞれの地域のよさを取り込ん小学校と今津東小学校では、また、学校区が広がるマキ 域学習や芸 ります にのび 子どもたちがさらに豊か かに育つ学校となるよう 験活動を行うこととな のよさを取り込んだ地津東小学校では、それ校区が広がるマキノ東 のご支援をよ

今津東· 成27年度、 新 が 61 マ 大きな塔を完成する組体操学校では、みんなで力を合 東 小 学

高島市教育委員会 第2回定例会報告 2月23日開催

【議案】

○高島市有形文化財の名称変更および追加指定にかか る諮問について

【協議・報告事項】

- ○平成 27 年度一般会計当初予算事業概要について
- ○平成 26 年度定期監査の結果について
- ○平成 27 年立志祭について
- ○平成27年3月中学校等卒業予定者の第2次進路 志望調査について
- ○市内中学校生徒の転落事案に係る対応について
- ○清水山城館跡 保存管理計画策定基本方針(案)に : ついて

高島市教育委員会 第1回臨時会

2月23日開催

【協議・報告事項】

- ○高島市附属機関設置条例の一部を改正する条例 (案)
- ○高島市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費 用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)
- ○公の施設の使用料の改正等に伴う関係条例の整備に 関する条例 (案)
- ○高島市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例(案)
- ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を 改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関す
- ○高島市文化ホールの設置および管理に関する条例(案) ○高島市体育施設の設置および管理に関する条例(案)

高島市スポーツ推進計画の紹介⑥

い先生や友達

開しています。新しい先生れの特色を生かした教育活

た教育活動を展

それぞ

わせて.

気いっぱい

っぱい成長してほしいと田会い、大きな志をもって、

と思いて、元

「だれもが・いつでも・気軽に」

スポーツに親しみ楽しむことができる 生涯スポーツ社会の実現をめざして

6項目のうち、今回は

「スポーツ施設の整備」について紹介します。

スポーツ施設の整備

【基本方針とその方向性】

- ○計画的に改修・整備を行い、快適にスポーツを実施で きるような環境づくりを推進します。
- ○指定管理者は施設の適正な維持管理や有効利用を図る ことにより、質の高いサービスを目指します。

【推進の方策】

- ○施設を計画的に改修・修繕します。
- ○施設のバリアフリー化を推進します。
- ○指定管理者制度を活用した体育施設の管理運営を推進 します。

【現在の主な取り組み】

- ○健康の森梅ノ子運動公園において長期間、安心・安全 に施設を使用できるように長寿命化計画を策定しまし
- ○利用者の安全確保のため今津上体育館、今津北体育館 の耐震診断を行いました。

子ども・子育て支援新制度が 4月1日 から スタートします

新制度の一貫として、高島市では、教育や保育のニーズ量等を踏まえ、保育園 の一部を認定こども園(ひとつの施設の中に保育園部と幼稚園部 両方入ってい る施設)に移行し、質の高い幼児期の教育・保育の提供を行っていきます。

8つの施設が 新しく認定こども園に移行しました

市内の小学校就学前の児童が利用する施設は下の図のとおりとなります。また、市内の小学校就 学前の児童が施設を利用するには、平成27年4月から下記の認定が必要になります。

公立保育園

今津東保育園 古賀保育園 さくら保育園 なのはな保育園

2号認定

3号認定

公立認定こども園 (保育所型)

☆マキノ東こども園 ☆マキノ西こども園 ☆朽木こども園 ☆高島こども園

幼稚園部 保育園部

2号認定 号認定 3号認定

公立幼稚園

さくら幼稚園 なのはな幼稚園

号認定

私立認定こども園 (幼保連携型)

☆なないろこども園 ☆愛隣保育園 ☆安曇川はこぶね保育園

中央ユニバーサルこども園 藤波こども園 ☆しろふじ保育園

保育園部 幼稚園部

2号認定 3号認定

号認定

私立幼稚園

今津幼稚園

号認定

1号認定 ・・・・・・幼稚園または認定こども園の幼稚園部の利用が可能

・・保育園または認定こども園の保育園部の利用が可能

「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証」をご確認ください

施設の利用をするときや、施設利用に対する市からの教育・保育給付を受けるために必要 なものです。お持ちの方は記載内容をご確認ください。

支給認定期間が切れた支 給認定証により各施設を利 用した場合、施設利用に対 する給付が受けられません。 有効期間が設定されてい る方は期間が切れる月の 10 日までに再度認定申請 を行ってください。

(市から個別に案内等は行 いません)

※3号から2号への切り替 えは自動で行いますので、 申請の必要はありません。



支給認定の区分によって、 利用できる施設が違います

▼保育必要量による、施設利用時間 (公立園の場合)

- ・保育短時間認定
 - 8時30分~16時30分
- 保育標準時間認定 7時30分~18時30分
- ▼施設の開園時間 7時 30分~19時 (認定によって決められた時間外の利用は、 別途延長保育料の負担が必要です。)
 - ※私立園については、各施設にお問い合わ せください。

居住地、氏名に変更があった場合は、すみやかに子育て支援課まで変更申請を提出してください。 また、保育の必要性認定事由、保育必要量等に変更がある場合は、変更したい月の前月の10日まで に変更申請を提出し、支給認定を受けてください。

お問い合わせ先・申請受付窓口 子育て支援課 16(25)8136

このコーナーに対するご意見等は、高島市教育委員会事務局教育総務課 ☎(32)1132 までお気軽にお問い合わせください